

事 業 所 税

非課税・課税標準の特例及び減免・対象施設一覧

目 次

1	非課税対象施設一覧表（別表第1）	1～4 頁
2	特定防火対象物一覧表（附表第1）	5 頁
3	消防用設備等及び 防災施設等に係る非課税施設一覧表（附表第2）	6 頁
4	課税標準の特例対象施設一覧表（別表第2）	7～9 頁
5	減免対象施設一覧表（別表第3）	10～11 頁

守口市総務部課税課
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
☎(直通) 06-6992-1456

(令和6年 6月現在)

別表第1 非課税対象施設一覧表

整理 番号	対 象	要 件 等	適用		根 拠 法 令		
			資産 割	従業 者割	地方税法	施行令	施行 規則
1	国、地方公共団体、 独立行政法人 その他公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号、別表第1 に掲げる公共法人（日本放送協会等）	○	○	法701の 34①		
2	公益法人等又は人格 のない社団等が行う 非収益事業	法人税法第2条第6号、別表第2に掲げる公益法人（学校法 人、宗教法人、商工会議所、公益財団法人等） 防災街区整備事業組合、認可地縁団体、法人である政党等特 定非営利活動法人、又は、人格のない社団等が行う非収益事 業	○	○	法701の 34②	令56の 22, 23	
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館 図書館法第2条第1項に規定する図書館 学校教育法附則第6条に規定する私立幼稚園	○	○	法701の 34③(3)	令56の 24	
4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で特定のもの （物価統制令第4条の規定に基づき都道府県知事が入浴料金 を定める公衆浴場に限る）	○	○	法701の 34③(4)	令56の 25	
5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	法701の 34③(5)		
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場 として都道府県知事の許可を受けたもの	○	○	法701の 34③(6)		
7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設で、水道事業者、水道 用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの	○	○	法701の 34③(7)		
8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6 項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認 定を受けて、又は第7条第1項ただし書き若しくは同条第6項 ただし書きの規定による市町村の委託を受けて行う一般廃 棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の 34③(8)		
9	病院・診療所等	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8 条に規定する介護老人保健施設及び介護医療院のうち医療 法人が開設するもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士 その他特定の医療関係者の養成所（保健師、助産師、診療 放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、 作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師、柔道整復師の養成所）	○	○	法701の 34③(9)	令56の 26	
10	生活保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定める もの（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、 宿所提供施設）	○	○	法701の 34③(10)	令56の 26の2	
11	小規模保育事業施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に 供する施設	○	○	法701の 34③ (10の2)		
12	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定 めるもの （母子生活支援施設、保育所、児童養護施設等）	○	○	法701の 34③ (10の3)	令56の 26の3	
13	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	法701の 34③ (10の4)		
14	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定める もの（養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサー ビスセンター、老人短期入所施設等）	○	○	法701の 34③ (10の5)	令56の 26の4	

整理 番号	対 象	要 件 等	適用		根 拠 法 令		
			資 産 割	従 業 者 割	地方税法	施行令	施行 規則
15	障害者支援施設	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	法701の34③ (10の6)		
16	社会福祉事業用施設	上記10から15までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの (障害児通所支援施設、子育て短期支援事業施設等)	○	○	法701の34③ (10の7)	令56の26の5	
17	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設（地域包括支援センター）	○	○	法701の34④ (10の8)		
18	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34④ (10の9)		
19	農林水産業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設で政令で定めるもの（農産物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設）	○	○	法701の34③(11)	令56の27	規24の3
20	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの ア 生産の用に供するもの イ 国の補助又は㈸日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの ウ 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○	法701の34③(12)	令56の28② (2)	規24の4
21	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する特定の施設 ア 中央卸売市場、地方卸売市場 イ 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号に規定する付設集団売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター ウ 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所において生鮮食料品等を保管する施設	○	○	法701の34③(14)	令56の29	規24の5
22	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、配電事業、同項第14号に規定する発電事業、同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○	法701の34③(16)	令56の32	
23	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○	法701の34③(17)	令56の33	
24	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(18)	令56の34	規24の5の2

整理 番号	対 象	要 件 等	適用		根 拠 法 令		
			資産 割	従業 者割	地方税法	施行令	施行 規則
25	総合特別区域の 事業用施設	総合特別区域法に規定する事業を行う者が設置し、当該事業又は政令で定める事業の用に供する施設 (市町村から資金の貸付けを受けて設置するもの)	○	○	法701の 34③(19)	令56の 35	規24 5の3, 4
26	鉄道事業用施設	鉄道事業者法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の 34③(20)	令56の 36	
27	自動車運送 事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の 34③(21)	令56の 37	
28	自動車ターミナル用 施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル、トラックターミナル施設のうち事務所以外の施設	○	○	法701の 34③(22)	令56の 38	
29	国際路線 航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空法第100条の許可を受けた者がその事業用に供する施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設	○	○	法701の 34③(23)	令56の 39	規24 の6
30	電気通信事業用施設 (携帯電話・自動車電話 を除く)	電気通信事業法第2条第4号に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省で指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法701の 34③(24)	令56の 40	規24 の6の2
31	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者が信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	○	○	法701の 34③(25)	令56の 40の2	規24 の6の3
32	日本郵便株式会社の 施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に規定する業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の 34③ (25の2)	令56の 40の3	規24 の6の4

整理 番号	対 象	要 件 等	適用		根 拠 法 令		
			資産 割	従業 者割	地方税法	施行令	施行 規則
33	勤労者の 福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 ア 事業主が経営する専らその雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設 イ 国家公務員共済組合が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設 ウ 農業協同組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設 エ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 オ ア～エの者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 従業者の福利厚生のために設置される保養所、体育館、美容室、理容室、喫茶室、食堂等。 なお、ロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等で業務上必要なものとして設置されている場合や、業務と兼用で使用されている場合は福利厚生施設には該当しません。 例えば、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室等は、福利厚生施設には該当しません。 また、事務室の一部をロッカー等で仕切るなどして、固定していない更衣室についても非課税施設になりません。 研修所は、一般的に事業活動に必要上設けられた施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。 なお、社宅及び社員寮は人の居住用施設ですので、事業所税の対象外です。	○	○	法701の 34③(26)	令56の 41	規24 の7
34	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で営業形態が時間貸し等で利用者を特定しない駐車場）のうち、 ア 都市計画において定められたもの イ 駐車場法第12条の規定による届出駐車場が非課税施設となります。 同一駐車場内に「時間貸し」と「月極貸し」とが併設されている場合は、その駐車台数の割合により非課税部分を計算します。	○	○	法701の 34③(27)	令56の 42	規24 の8
35	都市計画駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	法701の 34③(28)		
36	高速道路事業用施設	東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設であって政令で定めるもの	○	○	法701の 34③(29)	令56の 42の2	
37	消防用設備等・ 防災施設等	消防法第17条第1項の防火対象物のうち、百貨店、ホテル等多数の者が出入する施設で「附表第1」に掲げるもの（特定防火対象物）に設置される「附表第2」の消防用設備等及び防災施設等（消防法又は建築基準法に基づき設置されかつそれらの基準に適合しているものに限る）	○	×	法701の 34④	令56の 43	規24 の9
38	港湾運送 事業者用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	×	○	法701の 34⑤	令56の 46	規24 の10

附表第 1 特定防火対象物一覽表
(消防法施行令第6条別表第1)(消防法第17条第1項)
(法701の34④、令56の43)

項	防火対象物の用途等
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている者を除く）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として避難が困難な障害者等を入所させるものに限る。）、障害者自立支援法に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として避難が困難な障害者等を入所させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(6)ロ以外のもの）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（(6)ロ以外のもの）、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援、放課後デイサービスを行う施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（(6)ロ以外のもの）、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者自立支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※ 非課税が適用されるのは、上記施設の特定防火対象物に附表第2の消防用設備等が設置された場合に限り
ます。

附表第2 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

(令第56条の43 第2・3・4項)

非課税対象施設			非課税割合
消防用設備等	1、次の設備に係る水槽の設置部分	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水槽	全部
	2、次の設備のポンプ室	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備	全部
	3、次の設備の非常電源又は予備電源の電源室、パイプスペース及び電気配線シャフト	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター、連結散水設備、連結送水管	全部
	4、総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分		全部
	5、次の消火薬剤又は消火剤貯蔵容器の貯蔵庫等	泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	全部
	6、動力消防ポンプ設備の格納庫		全部
	7、消火栓箱、消火用具の格納箱等		全部
	8、避難器具の設置部分		全部
	9、排煙設備の風道及び排煙機の設置部分		全部
防災に関する施設等	10、階段	(1) 特別避難階段の階段室及び附室	全部
		(2) 避難階段の階段室	
		(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室	1/2
		(4) (1) ～ (3) 以外の階段室 (防火区画されているものに限る。)	
	11、廊下の部分		1/2
	12、避難階における屋外への出入り口部分 ※原則として扉、壁等で区画されているもの		1/2
	13、非常用進入口のバルコニー部分		全部
	14、中央管理室 (4、の部分を除く)		1/2
	15、昇降機等	(1) 非常用エレベーター及び乗降ロビー	全部
		(2) (1) 以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されていものに限る。)	1/2
		(3) 吹き抜き部分等 (防火区画されているものに限る。)	
	16、避難通路 (市の火災予防条例に基づき設置され、有効幅員が確保されているもの)	(1) スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されているもの	全部
		(2) (1) 以外の避難通路	1/2
	17、喫煙所 (市の火災予防条例に基づき設置されたもの)		1/2
	18、その他 (行政命令に基づき設置されているもの)	(1) 避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室	1/2
		(2) 屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等	
		(3) 防災センター等の設置を命じられ、中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等	
		(4) 消防用機器、避難器具等の操作面積 (行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。)	

※ (消防用設備、特殊消防用設備等) [令第56条の43第2項]
消防法第17条の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるもの。

※ (防災施設等) [令第56条の43第3・4項]
建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項 (建築基準法第86条の9第1項において準用する場合を含みます。) の適用がある建築物に設置されているもの。

※ 床面積は当該設備又は装置により占有される床面積に限られます。したがって天井ダクト等天井、壁等に取り付けられるような機器は占有する床面積がないため、非課税面積もないことになります。

※ 市の火災予防条例とは、守口市門真市消防組合火災予防条例のことです。

別表第2 課税標準の特例対象施設一覧表

整理 番号	対 象	要 件 等	控除割合		根 拠 法 令		
			資 産 割	従 業 者 割	地方税法	施行令	施行 規則
1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 (法人税法別表第3に掲げる法人)	1/2	1/2	法701の41①(1)		
2	各種学校	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。)において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41①(2)		
3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙・汚水・廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの(次号に掲げるものを除く。) ア 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場、事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 イ 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設 ウ 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設 カ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設。	3/4	×	法701の41①(3)	令56の53	規24の11
4	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集・運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可又は第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 イ 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 ウ 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 エ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業 オ 前記アに掲げる事業・産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 カ 前記イに掲げる事業・産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 キ 前記ウに掲げる事業・浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	3/4	1/2	法701の41①(4)	令56の53の2	
5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	×	法701の41①(5)		

整理 番号	対 象	要 件 等	控除割合		根 拠 法 令		
			資 産 割	従 業 者 割	地方税法	施行令	施行 規則
6	生鮮食料品 価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で、国、地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	×	法701の 41①(6)	令56の 54	規24 の12
7	醸造用の製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法第2条第1項に規定する酒類をいう。）の製造業者が直接製造の用に供する施設で包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外のもの	3/4	×	法701の 41①(7)	令56の 56	
8	木材市場・ 木材保管施設	木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とするもので政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	3/4	×	法701の 41①(8)	令56の 57	規24 の14
9	旅館・ホテル等施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの （風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。） 客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。）、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室（地方税法第701条の34第4項に規定する非課税施設を除く。）	1/2	×	法701の 41①(9)	令56の 60	規24 の19
10	港湾施設のうち 特定のもの	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの ア 航行補助施設のうち港務通信施設 イ 旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 ウ 船舶役務用施設のうち、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設	1/2	1/2	法701の 41①(10)	令56の 61	規24 の19
11	港湾施設のうち 上屋、倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で、港湾区域内の上屋及び倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。）	3/4	1/2	法701の 41①(11)	令56の 62	
12	外国貿易 コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	×	法701の 41①(12)		
13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	×	法701の 41①(13)		
14	倉庫業者の 営業用倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	×	法701の 41①(14)		
15	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1項ハに掲げるタクシー事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で事務所以外の施設	1/2	1/2	法701の 41①(15)	令56の 63	

整理 番号	対 象	要 件 等	控除割合		根 拠 法 令		
			資 産 割	従 業 者 割	地方税法	施行令	施行 規則
16	公共飛行場の 設置施設	公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの (第701条の34第3項第23号に掲げる国際路線航空事業用の 非課税施設を除く。) ア 航空機関係の施設のうち、格納庫、運航管理施設、航空 機の整備のための施設 貨物取扱施設、整備用保管施設、地上作業用機材の整備 のための施設(車庫、変電施設、配電所) イ 旅客関係の施設のうち、旅客カウンター、チケットロビ ー、キャッシャールーム、遺失物保管室、手荷物取扱施設 ウ 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般 公衆の用に供する施設	1/2	1/2	法701の 41①(16)	令56の 64	規24 の20
17	流通業務地区内の 上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する 流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、鉄道の 貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等の施設で政令で定めるも の	1/2	1/2	法701の 41①(17)	令56の 65	
18	流通業務地区内の 倉庫業者の営業用 倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来 の事業の用に供する施設	3/4	1/2	法701の 41①(18)		
19	特定信書便 事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規 定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施 設で政令で定めるもの	1/2	1/2	法701の 41①(19)	令56の 66	規24 の21
20	心身障害者多数雇用 事業所等	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等 で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の 助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの の支給に係る施設又は設備 政令で定める事業所等とは ア 下記により求められる人数が10人以上であること。 (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働重度心身 障害者数) + (短時間労働心身障害者数の1/2) イ 下記により求められる割合が1/2以上であること。 { (常時雇用する重度心身障害者数×2) + (常時雇用する 心身障害者数) + (短時間労働重度心身障害者数) + (短 時間労働重度心身障害者数の1/2) } ÷ { (常時雇用する 労働者数) + (短時間労働者数の1/2) }	1/2	×	法701の 41②	令56の 68	
21	特定農産加工 事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定によ る承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業 者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同 法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3 条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施 設で政令で定めるもの (法人) 令和8年6月30日までに終了する事業年度分まで適用 (個人) 令和7年分まで適用	1/4	×	本法附則 33⑤	令附則 16の2 の10①	
22	特定事業所内 保育施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子 育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援 事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を 受けた者が行う、認可外の事業所内保育施設	3/4	3/4	本法附則 33⑥	令附則 16の2 の10②	規附則 12の3 ④

別表第3 減免対象施設一覧表 (法701の57、条例137①、条規16別表第4)

整理 番号	対 象	要 件 等	減免率		関係条文・証明書類等	
			資産 割	従業 者割	減免規	証明書類等
1	教科書出版 事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律132号）第2条第1項に規定する教科書の出版に係る売上金額が出版物に売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	5割 減	5割 減	条規16 別表4 1-(1)	当該売上金額を判定しうる帳簿等
2	地方税法第72条の2 第8項第28号に規定 する演劇興行用施設	演劇興行業の用に供する施設で ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの	5割 減	×	条規16 別表4 1-(2)ア	業務内容を確認出来る書類等
		イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	注 1	×	条規16 別表4 1-(2)イ	
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	5割 減	5割 減	条規16 別表4 1-(3)	公安委員会の指定を受けた証書等
4	大学以外の学校の 生徒等の旅行用 貸切バス	道路運送法第9条の2第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（そのバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童又は生徒のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	注 2	注 2	条規16 別表4 1-(4)	許可を受けた事を証する書類等
5	酒類卸売業の 保管用倉庫	酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	5割 減	×	条規16 別表4 2-(1)	販売免許の証明書類等
6	タクシー事業用施設	守口市内に有するタクシー台数が250台以下の地方税法第701条の41第1項の表第15号に規定するタクシー事業所が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	免除	免除	条規16 別表4 2-(2)	免許を受けた事を証明する書類等
7	中小企業振興事業団 資金等助成施設	小規模企業者等設備導入資金等助成法による貸付を受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第19号に規定される、地域活性化総合特別区域の事業に相当する事業を行う者が、その事業の用に供する施設。 工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備に相当するもの。	免除	免除	条規16 別表4 2-(3)	資金の貸付を証する書類等
8	農林中央金庫等	農林中央金庫又は農工商組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	免除	免除	条規16 別表4 2-(4)	登記簿謄本の写し等
9	農業協同組合等の 協同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設 （法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	免除	免除	条規16 別表4 2-(5)	業務内容を確認出来る書類等
10	果実飲料等の 保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料又は、炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。）	5割 減	×	条規16 別表4 2-(6)	業務内容を確認出来る書類等

整理 番号	対 象	要 件 等	減免率		関係条文・証明書类等	
			資産 割	従業 者割	減免規	証明書类等
11	倉庫業者の倉庫施設	法第701条の41第1項の表第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業がその本来の事業の用に供する倉庫で、これらの施設に係る事業所床面積の合計床面積が30,000㎡未満であるもの。	免除	免除	条規16 別表4 2-(7)	倉庫業の許可の免許を受けた事を証する書類等
12	古紙の回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	5割 減	×	条規16 別表4 3-(1)	業務内容を確認出来る書類等
13	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	5割 減	×	条規16 別表4 3-(2)	業務内容を確認出来る書類等
14	ビルメンテナンス業従事従業者	ビルメンテナンス業（ビルの室内清掃、設備管理等の事業）を行う者の従業者のうち、直接従事する者	×	免除	条規16 別表4 3-(3)ア	当該従業者の支払給与総額明細
15	列車内の食堂・売店施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う従業者のうち、当該事業に従事する者	×	5割 減	条規16 別表4 3-(3)イ	当該従業者の支払給与総額明細
16	ねん糸等の原材料・製品の保管施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者であつて、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業に該当する者が原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	5割 減	×	条規16 別表4 3-(4)	業務内容を確認出来る書類等
17	つけものの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	7割 5分 減	×	条規16 別表4 3-(5)	業務内容を確認出来る書類等
18	いぐさ製品の製造用施設	いぐさ製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（ポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	5割 減	×	条規16 別表4 3-(6)	業務内容を確認出来る書類等
19		公益上その他の事由により市長が特に必要と認めるとき	軽減 又は 免除		条規16 別表4 4	

[注1]の減免割合 当該舞台等に係る資産割の5割減

[注2]の減免割合 当該旅行に係るバスの走行キロメートル
 当該事業を行う者の本来の事業に係るその走行キロメートルの合計数 ×5割減